

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年7月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 独身者が世帯形成したことに伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,944,000	1,944,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、独身者が世帯形成したことに伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年7月1日	セム力株式会社 宮城県仙台市宮城野区原町4-2-17	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,368,000	1,368,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年7月1日	有限会社ポストンアカデミー 広島県広島市中区小網町5-3	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,560,000	1,560,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年7月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,560,000	1,560,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年7月2日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,344,000	1,344,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年7月13日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	10,972,500	10,972,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
平成23年度「住生活月間」協賛金	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年7月21日	住生活月間実行委員会 東京都千代田区神田小川町1-11	会計規程第25条第1項 住生活月間実行委員会が事業を行うための費用は会員からの協賛金等で賄われており、機構は住生活実行委員会の構成団体として、平成23年度住生活月間の協賛金を負担する必要があることから当委員会と随意契約したものである。	1,100,000	1,100,000	100.00%	-	住生活月間実行委員会が事業を行うための費用は会員からの協賛金等で賄われており、機構は住生活実行委員会の構成団体として、平成23年度住生活月間の協賛金を負担する必要があることから、随意契約によらざるを得ないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16	平成23年8月8日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,482,000	1,482,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年8月11日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	10,260,000	10,260,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
金融管理サポートシステムのメンテナンス	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年8月22日	株式会社ティージー アイ・フィナンシャル・ ソリューションズ 東京都千代田区大手 町1-3-1	政府調達規程第11条第2号 金融管理サポートシステムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、メンテナンスを実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	33,579,000	30,555,000	90.99%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、メンテナンスを実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平 1-3-18	平成23年8月31日	仙台法務局 宮城県仙台市宮城野 区名掛丁128	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,225,400	1,225,400	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本 町4-5-20	平成23年9月1日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区 谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,100,000	1,100,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年9月13日	東京法務局 東京都千代田区九段 南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	10,773,000	10,773,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年9月13日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町 2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,032,270	1,032,270	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年9月29日	有限会社若松エン タープライズ 埼玉県戸田市下前2- 12-13-1101	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,800,000	1,800,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	

- 〔記載要領〕
1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
 2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
 4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型見直し表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成23年12月末時点の情報に基づき作成。